

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部長

令和8年度「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の実施に係る今後の対応について(通知)

本道における保健・医療・福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、実施要綱においてお示ししたとおり、本事業の対象となる病院は、「要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致していると厚生労働大臣が認めたもの」であり、「都道府県の意見や実情も踏まえて厚生労働大臣が選定する」とされています。

本年2月に行った意向調査の結果、国の予算額を大幅に上回る意向が示されたことから、本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになる旨、厚生労働省から通知がありました。

つきましては、今後、申請を検討している医療機関におきましては、次の事項にご留意いただくようお願いいたします。

記

1 意向調査の結果

要望額は、全国で2,652億円となっています。
(予算額は国・地方負担分あわせて300億円)

2 申請に当たっての留意点

次のような条件の下で業務効率化に真摯に取り組み、一定の成果をあげようとする病院を支援することが本事業の趣旨です。

- (1) 本事業の申請に当たっては、定量的な効率化目標の設定を含む「業務効率化計画」の策定や管理者が委員長となる「業務効率化推進委員会」の設置等が必要となり、補助を受けることとなった病院には、厚生労働大臣が定めるデータの提出を求めるほか、目標達成に関して厚生労働省の評価を受けることとなります。その上で、評価の結果、成果が認められなかった場合には、補助金の返還を求める場合があります。また、補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表されます。
- (2) 本事業の補助対象となる経費は実施要綱及び関連のQ&Aでお示ししており、電子カルテの更新費用や単なるPCの入れ替え費用のほか、導入するICT機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外です。
- (3) 今国会に提出している「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、今後は、地域医療介護総合確保基金に計上される予算の範囲内となりますが、継続的に補助事業を実施することができるようになります。
- (4) 本事業は、8月上旬以降に厚生労働省が補助対象病院を選定することとしており、国からの内示後に実施した事業のみが補助対象となり、また、年度内に完了した事業のみが補助対象となります。

3 業務効率化計画の書類様式等

厚生労働省から、次の様式等が示されたのでお知らせします。

- ・ 本事業の申請を行うに当たって提出いただく「業務効率化計画」の書類様式 …… 別紙1
- ・ 本事業の補助を受けることとなった病院が厚生労働省に提出する「厚生労働大臣が別途定める業務効率化に関するデータ」の項目 …… 別紙2
(提出方法は別途示されます。)

4 今後のスケジュール（見込み）

令和8年4月	本事務連絡発出・厚生労働省から各都道府県に予算額を内示
5月～6月	各都道府県議会への予算案の提出
予算案成立後	各都道府県で病院からの申請受付開始 (具体的な時期は別途お知らせします。)
7月下旬頃	各都道府県における申請受付期限 申請のあった病院の「業務改善計画書」等を厚生労働省へ提出
8月上旬以降	補助対象病院を選定、厚生労働省から各都道府県に伝達

連絡先 電話：011-231-4111（代表）

担当 地域医療推進局地域医療課企画調整係 内線：25-322